

アクアクララ光 会員規約

アクアクララ株式会社

第1条 (総則)

アクアクララ株式会社（以下「当社」という。）は、アクアクララ光会員規約（以下「本規約」という。）を定め、これによりアクアクララ光を提供します。なお、本規約への同意により、当社個人情報保護方針に定める範囲に基づき、会員に対するメール・サイトでの情報提供を行います。

第2条 (本規約の適用関係)

1. アクアクララ光とは別の各サービス（後述の第3条（2）号）の提供条件等が定められている場合は、各サービスの提供条件等が適用されることとなります。
2. 本規約と各サービスの提供条件等に齟齬がある場合は、当該提供条件等が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、インターネットの利用その他の適切な方法により変更 3 か月前までに会員へ通知することにより本規約を変更することがあります。この場合におけるアクアクララ光の提供条件等は、変更後の規約によります。ただし、会員の同意を得ることなく変更できるのは下記要件を満たす場合に限りです。
 - (1) 全ての会員から館員規約の変更について同意を得ることが困難な場合。
 - (2) 会員規約の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められる場合。
 - (3) 会員規約の変更が、契約をした目的に反しない場合。
 - (4) 変更の必要性、変更後の内容の相当性、会員規約に変更に関する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
 - (5) 会員規約の変更が会員にとって不利益なものである場合、その不利益の程度に応じて、アクアクララ光の利用契約の中途解約を認めるなどの適切な措置を講じる場合。
4. NTT東西（後述の第3条（5）号）が定める契約約款に基づき、本規約を定めています。NTT東西（後述の第3条（5）号）が定める契約約款と齟齬がある場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

第3条 (定義)

本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「アクアクララ光」とは、NTT東西（後述の本条（5）号）の光ファイバーを用いた回線（以下「光回線」という。）を利用して提供する光コラボレーションモデルに

係る電気通信サービスをいいます。

- (2) 「各サービス」とは、アクアクララ光に付帯して提供される各サービスをいいます。
- (3) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込みをした方をいいます。
- (4) 「会員」とは、当社との間でアクアクララ光の利用契約が成立した利用者をいいます。
- (5) 「NTT東西」とは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の両社またはいずれか一社をいいます。
- (6) 「フレッツ光」とは、NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」に基づき、提供する光回線を用いた電気通信サービスをいいます。
- (7) 「新規申込」とは、フレッツ光を利用していない申込者が、当社にアクアクララ光の申込みをすることをいいます。
- (8) 「転用」とは、フレッツ光の利用している申込者が、フレッツ光の契約を当社へ契約変更をすることをいいます。
- (9) 「回線終端装置」とは、光回線の終端に設置する装置（ONU等）のことをいいます。

第4条（提供地域）

1. アクアクララ光および各サービスの提供地域は、NTT東西が光回線を提供可能な地域のうち当社が別に定める地域とします。なお、提供地域は変更される場合があります。
2. 前項の地域内であっても申込者が指定した場所において技術上その他事情により提供できない場合があります。

第5条（提供期間）

1. 当社は、アクアクララ光の提供期間を任意に設定します。
2. 当社は、アクアクララ光の提供を終了する際は、その旨を、当社のホームページ等での掲載および会員が登録した電子メールアドレスに通知します。

第6条（入会申込資格）

以下の条件を満たす方が、アクアクララ光の入会を申込みことができるものとします。

- (1) 第4条に定める地域内の方。
- (2) 本規約に定めるところにより、当社が適格であると判断した方。

第7条（入会単位）

当社は、アクアクララ光1回線につき一つの利用契約を締結します。一つの利用契約について1会員とします。

第8条（入会申込み）

1. 申込者がアクアクラ光の利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 申込者が別に利用者を定める場合は、申込みに際し申告した方を利用者として認めたものとみなします。

第9条（入会金）

アクアクラ光に入会するための入会金や年会費等はありません。

第10条（各サービスの利用）

会員または申込者が各サービスの利用を希望する場合は、当社所定の方法により申込みを行うものとします。

第11条（申込みの承諾）

1. 申込者が申込みを行い、当社が当該申込みを承諾することを条件として、会員としての地位を得るものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証その他の書類の提出を要請する場合があります。
2. 利用契約の締結は以下に定める日に成立するものとします。
 - (1) 新規申込の場合、アクアクラ光の工事を完了した日とします。
 - (2) 転用の場合、当社が転用受付手続きを完了した日とします。
3. 当社が申込みを承諾する場合は、申込者に対してアクアクラ光の入会を承諾する旨を通知するものとします。
4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みに際し申告した事項等に虚偽または不備があった場合。
 - (2) 過去に本規約に違反したこと等により会員資格を喪失したことがある場合。
 - (3) 提供地域外である場合。
 - (4) 申込者が、当社が提供する他のサービスの料金の支払いを遅延している場合、または支払いを怠るおそれがある場合。
 - (5) 申込者が、18未満である場合。
 - (6) クレジットカードによる支払いができない場合。
 - (7) 第24条の禁止事項に違反した場合、または違反のおそれがあると当社が判断した場合。
 - (8) 不適格な事由があると当社が判断した場合。
5. 申込みを承諾した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該承諾を取り消すことができるものとします。当該承諾の取り消しを行う場合は、当社は、承諾の取り消しを行う旨を該当会員に対し通知することとし、当該会員

は、当社の当該通知発出をもって会員としての地位を失います。

6. 会員は、会員としての地位を第三者に譲渡することはできません。

第12条（課金開始日）

課金開始日は第11条の利用契約の成立日とします。

第13条（ID番号等）

1. 契約者ID番号等は、利用契約ごとに当社が定めます。
2. 契約者ID番号等を変更することがあります。その場合には、当社はその旨を会員に通知します。
3. 会員は、契約者ID番号等および当社が別に定める認証方法により、契約内容の変更及び確認その他の請求を行うことができます。この場合において、当社は、その請求等は会員が行ったものとみなし、これに伴い発生する損害については責任を負わないものとします。
4. 会員は、ID番号等を適正に使用するとともにそれらの管理責任を負うものとし、それらを第三者に利用させること、貸与、譲渡または売買等を行うことはできません。
5. 当社は、契約者ID番号等の使用上の誤認や第三者の使用による損害の責任を負いません。
6. 会員は、契約者ID番号等を忘失した場合や第三者に知られた場合は速やかに当社に報告するものとします。

第14条（契約事項の変更）

1. 会員は、申込みに際し申告した事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により申込みするものとします。
2. 当社は、会員より変更の申込みがあった際に、その事項の変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 当社は、変更の申込みを承諾した場合は、承諾した日から変更された事項を適用するものとします。
4. 会員は、変更が生じたにもかかわらず、速やかにその旨を当社に報告されないことにより、当社に損害が発生した場合は当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。なお、これにより会員に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。

第15条（移転）

1. 会員が移転する場合、利用契約を継続することができるものとします。ただし、第4条に定める提供地域をあらかじめ承諾するものとします。

2. 会員は、移転前に変更の申込みを行うものとします。
3. 会員は、移転に係わる工事費等その他料金を当社に支払うものとします。
4. 会員は、転出の際に移転前の工事費の残債を一括して支払うものとします。
5. 会員は、転出に係わる工事が完了する日までの利用料金を支払うものとし、移転先の工事が完了した日から利用料金を支払うものとします。
6. 会員が移転したにもかかわらず申込みを行わないために、当社からの通知・連絡がつかない場合は、当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。

第16条（品目・各サービス等の変更）

1. 会員は、アクアクララ光の品目または各サービスの変更を希望する場合は、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 当社は、変更の申込みを承諾した場合は、アクアクララ光の品目または各サービスの変更の手続きが完了した日の前日まで変更前の利用料金を適用し、変更完了日から変更後の利用料金で請求するものとします。

第17条（料金等）

1. 会員は、利用料金・手続きに関する手数料・工事費その他の料金等を当社が別途定める方法により当社に支払うものとします。また、各種料金等の金額および算定方法は当社が別途定めるものとします。
2. 前項の工事費については、工事費および回線設置費とし、端末設備の設置または移転、各サービスの利用開始・一時中断・再利用に関する工事、その他契約内容の変更に関する工事を含まれます。
3. 工事の着手後に利用契約の解約があった場合は、着手していた工事に要した費用・手数料を当社に支払うものとします。
4. 料金等の会員に対する債権の請求および受領行為をアクアクララ加盟店・販売店に委託できるものとします。
5. 料金等の支払遅延があった場合または事由を問わず確認ができなかった場合、当社より再請求を行います。
6. 当社は、いかなる事由において会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。
7. 当社は、前々項の再請求を行う場合は、別途定める手数料を加算して請求する場合があります。

第18条（工事費の支払い）

1. 会員は、利用契約の解約があった場合は、工事費の残債を一括して支払うものとします。

2. 会員は、転用前に発生した工事費ならびにNTT東西の割引適用に関する解約料についてフレッツ光契約時の条件により当社へ支払うものとします。この場合は、当社は会員に代わりNTT東西へ支払うものとします。

第19条（料金の支払い方法）

1. 利用料金の支払方法はクレジットカード支払いとします。
2. 会員が当該クレジットカード会社と定めた振替日、指定口座から引き落とされるものとします。

第20条（料金の計算等）

1. 当社は、料金等について毎月暦月末日をもって締切ります。
2. 当社は、NTT東西との連携上、当該月末日が属する翌月に前月利用料金として請求するものとします。
3. 課金開始日が月の途中の場合は、課金開始月の利用料金は当該月の暦日数を用いて日割計算するものとします。1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとします。
4. いかなる事由を問わず解約となり解約日が月の途中の場合は、解約月の利用料金は当該月の暦日数を用いて日割計算するものとします。1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとします。

第21条（延滞利息）

当社は、いかなる事由を問わず支払期日に入金が確認できなかった場合は、支払期日の翌日から遅延損害金（年率14.6%）を請求させていただく場合があります。

第22条（契約期間および解約手数料）

1. 契約期間は課金開始日の属する月を1ヶ月目として24ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込みを行わなかった場合は、さらに24ヶ月を契約期間として自動更新されるものとします。
2. 契約期間の満了月および満了月の翌月以外の月に解約した場合は、会員は解約手数料9,600円（税抜）を当社が定める期日までに一括して支払いするものとします。

第23条（事務手数料）

1. 会員は、契約の成立した月に事務手数料3,000円（税抜）を当社が定める期日までに一括して支払いするものとします。
2. 会員は、契約を解約した月に事務手数料3,000円（税抜）を当社が定める期日までに一括して支払いするものとします。

第24条（禁止事項）

1. 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - （1）当社の商号・著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - （2）当社の財産・プライバシー・その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - （3）第三者のプライバシー・その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - （4）他者もしくは当社の信用を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - （5）他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。
 - （6）公序良俗に反する行為、または反するおそれのある行為。
 - （7）事実と反する情報や行為、または事実と反するおそれのある情報や行為を提供する行為。
 - （8）法令に違反する行為、または法令に違反するおそれのある行為。
 - （9）当社が設置した電気通信設備を改造・破損・亡失する行為。
 - （10）その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 会員は、前項に該当または該当するおそれがあると当社が判断した場合は、当社からの確認に応じるものとします。

第25条（利用停止）

1. 会員が、本規約に違反した場合、または当社が第24条に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合は、当社は通知することなく利用を停止することが出来るものとします。この場合でも、会員は利用停止期間中の料金を支払うものとします。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、利用を停止することがあります。
 - （1）ウィルスの感染拡大を防ぐ場合。
 - （2）第三者へ迷惑を及ぼしている場合、または迷惑を及ぼすおそれのある場合。
 - （3）当社設備に障害を及ぼしている場合、または障害を及ぼすおそれのある場合。
 - （4）支払期日を2ヶ月経過しても料金等を支払わない場合。
 - （5）破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始等の申立てを受けた場合。
 - （6）その他、当社が適当と判断した場合。
3. 前項により利用停止した場合でも、会員は利用停止期間中の料金を支払うものとします。
4. 当社は、利用停止の義務を負うものではありません。

第26条（解約）

1. 会員が利用契約を解約しようとする場合は、当社所定の方法により申込みを行うものとします。解約の手続きが完了する日は、当社が解約の申込みを受けた日を1日目とし

て、7日目から60日目の間で会員が指定する日とします。

2. 会員は、前項の解約手続きが完了する日までの料金等は支払うものとします。

第27条（解除）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することがあります。
 - (1) 本規約または各サービス規約に違反した場合。
 - (2) 第24条に定めた禁止事項を行った場合。
 - (3) 第25条に定めた利用停止を受けた会員が、当社からの催告に定めた期日までに、その事象を解消しなかった場合。
 - (4) 支払期日を3ヶ月経過しても料金等を支払わない場合。
 - (5) その他、当社が会員として適格でないと判断した場合
 - (6) 会員が死亡したことを当社が知った場合。
2. 利用契約が解除された場合は、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当社に債務の全額を一括して支払うものとします。
3. 会員は、前々項により当社に損害が発生した場合は、当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。なお、これにより会員に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。

第28条（責務）

1. 当社は、会員が指定した場所において、光回線から設置に適する最短距離に回線終端装置を設置し、終端とします。また、設置に必要な場所は会員が提供するものとします。
2. 会員は、自己の費用と責任でPC等の端末を用意し、正常に稼働するように維持・保管するものとします。
3. 会員は、利用することができなかつたときは、前項端末に異常のないことを確認のうえ、当社へその旨を報告するものとします。
4. 当社は、前項の報告を受けた際に点検を行います。点検により当社設備の異常ではなく会員の端末の異常であり、且つ会員の請求により当社社員もしくは当社委託先が派遣されていた場合は、点検に要した費用は会員が負担するものとします。
5. 会員は、利用に関連して当社以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第29条（提供中止）

1. 当社は、当社またはNTT東西の電気通信設備の保守上、工用上または天災・事変・その他非常事態によりやむを得ない場合は、提供の中止をすることができるものとします。
2. 当社は、営業上・技術上その他理由により、提供の全部または一部を廃止する場合があ

ります。

第30条（免責）

1. 当社は、アクアクララ光および各サービスの提供その他の一切の事項に関して会員に発生した費用または損害等について負担または賠償をいたしません。ただし、当該費用または損害等が、当社の故意または重過失によるものである場合はこの限りではありません。
2. 当社は、本規約の変更により会員の設備または端末の変更を要することになる場合であっても、変更に必要な費用について負担いたしません。

第31条（通知）

1. 当社は、当社ホームページに掲載および会員が登録した電子メールアドレスに通知します。
2. 当社は、当社ホームページに掲載することにより、通知すべき内容を会員に通知したものとします。
3. 会員は、随時当社ホームページを閲覧し、当社からの通知を確認するものとします。
4. 会員は、会員が当社ホームページを閲覧したか否かにかかわらず、当社ホームページに掲載してから24時間を経過した時点で全ての会員に対し通知がなされたものとみなされるものとします。

第32条（委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第33条（会員情報）

1. 会員は、会員情報をアクアクララグループ・当社の委託先・NTT東西および株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーが共有することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、当社が司法上または行政上の要請・要求・命令により開示を要求された場合は、その請求元機関に開示することをあらかじめ承諾するものとします。

第34条（代行）

当社は、申込者または会員から要請があった場合は、利用に係わる申込み・請求・届出等の手続きを代行します。

第35条（合意管轄）

会員と当社との間で、本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第

一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

（2016年4月1日制定実施）